

富士見市自治基本条例の 見直しに関する提言書

(案)

平成20年11月

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会

目 次

提言にあたって	1
富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会委員長 長島 孝	
1 はじめに	2
2 富士見市自治基本条例の見直しに関する考え方	2
(1) 見直しの判断材料	2
(2) 章ごとの意見と見解	2
前文「基本理念」	2
第1章「総則」	3
第2章「基本原則」	3
第3章「市民の権利及び責務」	4
第4章「市議会、市等の責務」	4
第5章「市民参加及び協働のまちづくりの推進」	4
第6章「市政運営」	5
第7章「条例の位置付け」	5
表現方法	6
運用	6
その他	6
3 まとめ	7
4 附属資料	8

提言にあたって

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会委員長 長島 孝

平成16年4月に制定された「富士見市自治基本条例」も4年が経過しました。今回は条例の見直しということで 社会情勢の変化 富士見市の自治基本条例に関する現在の取組み 他市区の条例 の3点から検証し、10名の委員が9回の会議で熱心に討議をしてきました。

その結果、条例の条文については、市民懇談会としては、地域自治の理念が適切に表現されているということで、特に修正、変更は必要ないという結論となりました。

しかし、理念条例として総合性はあるものの具体的な制度、手続き、手法、運用については検討する余地があるのも事実です。

会議の中では、「市民提案や市民発議の方法、運用及び進捗状況の検証方法、第三者を含めた検証機関の設置などが必要ではないか」「毎年度の初めに『市民参加協働推進計画』の発表ができないか」「条例の解説書や手引きの充実、市民への告知、普及なども必要だ」といった意見も出されました。これらの課題については今後も検討を続けていく必要があると思います。

最後に、本市民懇談会が提言書を提出して終わるのでなく、上記の意見も含め、市民と市が、市民参加や協働の取組みについての課題や問題点、改善策などの検討を今後も継続的に進めていく必要があると考えています。富士見市自治基本条例の見直しにあたっては、この提言書を尊重していただきますようお願い申し上げます。

1 はじめに

市民参加と協働を基調とした「富士見市自治基本条例」は、富士見市における自治の推進に向けた基本原則等を明文化したもので、普遍的な事項を規定しているが、この条例が社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているかどうか、5年を超えない期間ごとに見直しを行うこととしている（条例第27条）。平成16年4月1日施行の本条例は平成20年度が見直しの時期にあるため、今年度の市民懇談会における取組みは、条例の見直しを中心に行った。

2 富士見市自治基本条例の見直しに関する考え方

（1）見直しの判断材料

見直しにあたっては『社会情勢の変化』『富士見市自治基本条例に関する現在の取組み』『他市区町の条例』の3つの視点から検証し、検討を進めた。

検討材料の第1点目は、平成16年4月1日に本条例が施行してからの社会情勢の変化についてである（資料1）。これは、総体的な現象と富士見市及び国の時系列的な動きを辿った関連年表の内容となっている。第2点目は、富士見市自治基本条例の条項ごとに、現時点での市の取組みや策定した規則・手続きなどを条例の構成に関連づけて表したものである（資料2）。第3点目は、県内及び近県において先進的な事項を盛り込んでいる自治体を中心に9市区町の条例について、各自治体に共通する項目を標準的な要素として表上に分類し、概要の比較検討素材としたものである（資料3）。

（2）章ごとの意見と見解

市民懇談会では、前項で掲げた資料1～3を検討素材とするとともに、各委員が主体的に活動している地域コミュニティの分野における条例のあり方を検証するなど、自由な意見交換を行った。それらの意見とともに見解を付して、章ごとに整理したものを以下に記すこととする。

前文「基本理念」

条例制定の背景や意義、基本理念を表しているが『まちづくり』の定義が読み取りづらい、という意見があった。前文に「富士見市は、人間尊重と恒久平和を願い、市民の福祉の向上を基本として、日常生活を安全に、快適に送ることができ、市民だれもが富士見市に住んでよかったと心から実感できるまちづくりを目指してきました」

とあり、この部分がまちづくりの定義にあたるものと解釈できるということで意見がまとまった。

第1章「総則」

第1条「目的」

第1条及び第26条には「本市」という用語が用いられ、他条項は全て「市」という表現になっているが、その整合性について協議した。結果として第1条及び第26条は、いずれも「本市の自治の基本」という表現になっていることから、ここでは市の総体を表し、「市」は「市民」の対語となっているものと解釈できるということになった。

第2条「定義」

「行政」の定義を市の実施機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会としている自治体があるが、当市の条例は細かく規定していないことについて協議した。結果として、細かく定義することは逆に含まない組織が存在することになり、当市の条例では他市の実施機関に加えて、公営企業など全てを包括した総体として「市」を広く捉えられることから、現行のままで良いということになった

「市民」の定義については、各委員の活動分野の立場から様々な議論がなされた。外国籍市民、障害者、子ども、またNPO法人などの団体について、具体的に明記すべきではないかという意見もあったが、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」と広く規定しており、その範囲内に含まれるという現在の記述で良いのではないかということになった。

「協働」の定義については、「市民及び市が、それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で相互に協力し、及び補完すること」としている。さらに詳しくいえば、公(市)でなければならない仕事と、個(市民)のすべき仕事以外が協働の対象となり、その中で地域社会の共通する課題に向けてそれぞれの役割と責任を担いながら行動することが、協働の意味ではないかということで意見が一致した。「協働」を推進する上での市民団体等の活動拠点の必要性については、第16条「自主的なまちづくり活動の促進」において後述する。

第2章「基本原則」

本章では基本原則として「情報の共有の原則」「市民参加の原則」「協働の原則」を定めている。市民懇談会では第5条「協働の原則」について、市民と市が共通の目的を実現するために、対等な関係のもとにまちづくりを進める、という条文を入れてよ

り明確にしたかどうかという意見があったが、結論として、第2条「協働」の定義で「それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で相互に協力し、補完する」として前述しているので、現行のままとすることになった。

第3章「市民の権利及び責務」

第6条「市民の権利」

市民がまちづくりの主体であることは既に明文化されているところであるが、さらに男女共同参画の視点を入れたまちづくりへの参画と、子どものまちづくりへの参画の権利についても必要ではないかという意見があった。本条例では前述のとおり「市民」の定義を広く捉えており、男性も女性も子どもも「市民」となるが、男女や子どもなど特定の分野を強調することは、その他に例えば高齢者や障害者などについてはどう捉えていくかという問題が起きてくることになる。ここでは、男女共同参画及び子どもの人権などを含め幅広い視点が読み取れるよう条例の解説書に盛り込み、まずは意識啓発を図ることが大切であると考えます。

市民の権利についてはさらに、市民提案や市民発議の具体的制度を創設すること、市民意見を反映する場を整備してはどうか、という意見が出された。本条例施行により、審議会等に委員を公募することや、重要な施策について市民意見提出手続（パブリックコメント）をとることなどが整備されてきてはいるものの、それらの方策はいずれも行政からのアクションにほかならず、市民から自発的に随時意見を発信する場は、現時点では市長へのメールや担当課に直接交渉するなど限られたルートとなっている。そのため現行の市民参加手続に加え、市民が自発的に政策等の提案ができる方策を検討していただきたい。

第4章「市議会、市等の責務」

この章については見直すべき項目は特段なかったものの、第11条「市職員の責務」にあるように、市職員は市民全体の奉仕者としての責任を果たすとともに、本条例でいう市民でもあることから、市民の視点にたって職務を進めるなど、市民との信頼関係の向上に努めていただきたい。

第5章「市民参加及び協働のまちづくりの推進」

第12条「市民参加手続」

この条項は、第4条の市民参加の原則及び第9条の市民参加機会の拡充と市民意見を適切に市政に反映させる旨を受けた規定である。詳細は市民参加手続規則において定められているが、市民参加の方法としては、例えば、審議会等の開催、市民意識調査の実施、市民検討会議の設置、市民説明会の開催などがあり、開催情報などを事前

に公開する場合は、ホームページなどが利用されているところである。

これらの手続については、施策の立案ごとに各担当課の必要とするタイミングで発信されるため、年度中どの時期にどのような施策に関する審議会等が開催されるのか市民にとっては全容が把握しづらい。今年の広報ふじみ6月号で、パブリックコメント実施予定の一覧表を初めて掲載したのと同様に、審議会等の開催予定一覧についても年度当初に公開すべきであると考えます。

第15条「市民参加及び協働の推進」

第2項において市民参加と協働が円滑かつ効果的に行われるような推進組織の整備を掲げているが、本市民懇談会が市民推進組織にあたり、全庁的な推進組織として市民参加及び協働推進庁内委員会が設置されている。両組織の詳細は要綱上でそれぞれ定められているが、今後も市民参加と協働によるまちづくりを推進するための中心的な体制として、推進状況の検証、情報交換、運用上の課題などを検討し、本条例の趣旨が浸透するよう図っていくべきと考えます。

第16条「自主的なまちづくり活動の促進」

第2条「協働」の定義でも触れたところであるが、本条例では市民の自主的な公益活動などが、自治の発展に大きく寄与するとしているものの、市民公益活動団体に対する具体的な支援策には言及していない。まちづくりの基盤である地域コミュニティが弱体化しているといわれる今、地域を支える新たな担い手としてNPO法人などの市民団体の活動に期待が寄せられるところであり、今後、情報提供、相談、技術的支援はもちろんのこと、団体設立時や活動拠点の支援についても具体策を求めたい。

第6章「市政運営」

第24条「行政評価」

行政評価とは、効率的、効果的な行政運営を進めるために政策目標の達成度や事業の必要性、費用対効果など行政サービスのあり方を数値などの指標を用いて評価する仕組みだが、残念ながら現段階では具体的に実施されていない状況にある。具体化にあたっては、誰がどのように評価するのか主体を明確にすることが必要であると考えます。そこで、行政内部だけでなく市民等を含めた第三者機関による評価システムを構築していただきたい。

第7章「条例の位置付け」

第26条「条例の位置付け」

本市の自治の基本を定めた本条例は、他の条例や規則等の制定、改廃を行う場合、

本条例の理念を最大限尊重するように努めなければならないとしている。これは、いわば市の憲法ともいえるべきものであり、市民参加と協働を基調とする本条例の趣旨をよく汲み取って自治の推進に取り組んでいく必要がある。

次に、章立ての範疇に入らない全般に関連する意見を以下にまとめて述べることにする。

表現方法

『です。ます。』調の前文に比較すると条文の表現は堅い印象と言わざるを得ず、前文と同様に条文全体についても口語体に整理する可能性について意見が出された。もともと条例を検討していた当初は口語体の条文を目指していたと聞いているが、口語体にすることによって解釈が固定されるなど表現方法に難しさがあることから現在の条文になったとのことである。そのような経緯があるものの、適切な表現方法についての研究は今後も継続していただきたい。

運用

第12条「市民参加手続」で前述したように、パブリックコメント実施予定と併せて審議会等開催予定を年度当初に公開し、市民が計画的に参加できるような情報提供をお願いしたい。

本条例の趣旨を普及するために様々な機会をとらえて周知することが必要である。そこで、本条例が市民生活にどう関わり合いがあるのか等の市民目線を取り入れながら既存の解説書を精査したらどうか。新たな解説書やリーフレットなどの作成は本条例の普及啓発に効果的と思う。市民懇談会においても周知PRについての協力を惜しまないつもりである。

その他

他自治体の条文には個別事象を含んだ具体的記述方法をとっているところもあるが、具体的記述はわかりやすい反面、明記されない事項に対する配慮も必要となってくる。本条例は包括的な表現で全体を通しており、最大限に尊重すべき市の条例としては適切な表現方法と標準的な条項数で構成されているものと考えられる。

3 まとめ

本条例施行後、初めて見直しについて協議したが、課題は残すものの現時点では条例改正するまでの事案は見当たらない、という結論に至った。施行後4年経過してはいるがまだ新しい概念であることから、基本理念を市民にどう浸透させていくかを進めていくことが先決と考える。

今後に向けた具体的な課題としては、第6条「市民の権利」で触れた市民意見を反映させるための仕組みづくりと、第16条「自主的なまちづくり活動の促進」で触れた市民公益活動団体に対する具体的な支援策、があげられる。

本条例は自治基本条例という性格上、自治の理念や基本的な制度・権利を内容とし、市の最高規範となっているため、総合性はあるが一方で具体性に乏しくなりやすい側面がある。市民懇談会では、上記2点の課題のほかにも条例の全般を通して、具体的な制度、手続き、手法についてはまだ充分ではないという印象が残っていることは否めない。今後は、形式としての規定だけではなく、実態として機能させていくためには何をどうするべきか、市民と市がともに知恵と力を出し合いながら導き出し、真の意味でまちづくりの活力となるよう期待したい。

4 附属資料

資料1 社会情勢の変化

資料2 富士見市自治基本条例の構成と関連規則・取組み等

資料3 自治体基本条例構成一覧表

- (1) 富士見市自治基本条例に関わる規則等の策定状況
- (2) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会設置要綱
- (3) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会委員名簿
- (4) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会開催状況

(1) 富士見市自治基本条例に関わる規則等の策定状況

- ・ 富士見市市民参加手続規則 (平成 16 年 5 月 1 日施行)
- ・ 富士見市審議会等の設置運営に関する指針 (平成 16 年 5 月 1 日施行)
- ・ 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会 (平成 16 年 9 月 29 日設置)
- ・ 富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会 (平成 16 年 9 月 29 日設置)

(2) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会設置要綱

平成 16 年 9 月 29 日
告示第 175 号

(設置)

第 1 条 富士見市自治基本条例(平成 16 年条例第 9 号。以下「条例」という。)に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するに当たり、広く市民の提案を求めるため、市民参加及び協働推進市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民懇談会の所掌事務は、本市の市民参加及び協働のまちづくりの推進に関する提言を行うこととする。

(組織)

第 3 条 市民懇談会は、おおむね 10 人の委員をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、推薦又は公募によるものとし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 市民懇談会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、市民懇談会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 市民懇談会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(平 19 告示 79・一部改正)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日告示第 79 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会委員名簿

任期 (平成 1 9 ・ 2 0 年度)

役職	氏名	所属団体分野等
委員長	長島 孝	産業関係
副委員長	川原 佳代子	男女共同参画関係
委員	荒田 勝代	市民ボランティア関係
委員	有賀 輝彦	青少年・子ども健全育成関係
委員	岩田 仁	公募
委員	小淵 典子	公募
委員	加光 直美	公募
委員	倉原 政善	地域コミュニティ関係
委員	小寺 ひろ美	市民ボランティア関係
委員	横田 康男	生涯学習関係

(4) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会開催状況 (平成 1 9 ・ 2 0 年度)

	開催日	内 容
第 1 回	平成 1 9 年 7 月 2 6 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長及び副委員長の互選 ・ 平成 1 8 年度の審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調査報告 ・ 平成 1 8 年度提言書に基づいた職員出前講座の協議
第 2 回	平成 2 0 年 1 月 2 3 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加及び協働事業の取組み状況報告 ・ 審議会等設置状況に関する調査報告 ・ (仮称) 協働のまちづくり講座のメニュー協議・検討
第 3 回	平成 2 0 年 2 月 2 8 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 協働のまちづくり講座の最終案確認 ・ 平成 2 0 年度スケジュールの確認
第 4 回	平成 2 0 年 5 月 1 3 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例の見直しについて ・ 平成 1 9 年度の審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調査報告
第 5 回	平成 2 0 年 6 月 1 7 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例の見直しについて 条例に基づく市の取組み 他先進市町の状況報告 委員意見 等
第 6 回	平成 2 0 年 7 月 2 8 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例の見直しについて 庁内委員会での見解報告

	開催日	内 容
		委員意見 等
第7回	平成20年 9月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の見直しに関する提言書(案)のまとめ ・自治基本条例啓発資料について
第8回	平成20年10月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書(案)まとめ ・自治基本条例啓発資料について
第9回	平成20年11月予定	<ul style="list-style-type: none"> * 提言書を市長へ提出 ・自治基本条例啓発資料について ・市民参加及び協働事業の取組み状況報告 ・審議会等設置状況に関する調査報告